

総務省の「今」を伝える情報誌

# 総務省



Ministry of  
Internal Affairs and  
Communications

MIC



特集

## 新しい学びのカタチ 教育クラウド・ プラットフォーム

2016

June 🐛

Vol.186

地方のかがやき

奥三河の雄大な自然に抱かれ  
時を超えて祭りの心を伝える町

# 愛知県東栄町

# 6

月号



## 和菓子歳時記

甘味を通してニッポンの四季を知る



水無月

四季折々に変化する私たちの国、ニッポン。はるか昔から日本人は、移ろいゆく季節を愛でる様々な行事を催し、その都度、趣向をこらした美しい和菓子を添えて楽しんできました。和菓子の向こうに広がる、古き良き日本の文化をご紹介します。

# ういろいろ



## 氷に見立てた「ういろいろ」

6月に入ると、和菓子店には「水無月」という小豆をのせた三角形のういろいろが並びます。このお菓子は「夏越の祓」という宮中行事にちなんだもので、ういろいろ部分は氷を表し、小豆には邪気払いの意味があるのだそうです。旧暦の6月は一年のうちで最も暑い時期ですが、昔は冷蔵庫などないため、冬に集めた雪や氷を地下に設けた氷室に保存し、暑くなると切り出して宮中に届けたのだそうです。当時は、氷室の氷を口にすると夏痩せしないと信じられており、臣下にも氷片が振る舞われたそうですが、庶民は口にすることができませんでした。そこで、氷をかたどったお菓子を食べていたと言われています。

## 6月16日は「和菓子の日」

848年の6月16日、仁明天皇は16個の菓子や餅を神前に供えて、疾病よけと健康招福を祈って元号を「嘉祥」と改元しました。このことに由来し、美しい日本の四季和菓子のすばらしさを人々にもっと親しんでほしいとの願いを込めて、1979年、全国和菓子協会がこの日を「和菓子の日」と定めました。

※このいわれについては諸説あります。

## 特集 新しい学びのカタチ 教育クラウド・プラットフォーム

MIC FOCUS 01  
正しく知ろう！電波のルール

MIC NEWS 01  
e-ネットキャラバン

携帯・スマートフォンなどを通じてインターネットを安全・安心に使うことを学ぶ講座

MIC NEWS 02

平成28年度  
行政評価等プログラムを決定しました！

MIC NEWS 03

「STATDASHグランプリ2016」  
総務大臣賞の表彰式が行われました。

MIC NEWS 04

平成28年6月  
統計グラフィコンクール  
作品の募集をしています。

地方のかがやき

## 愛知県東栄町



## くらしの中に総務省

## 18歳選挙



私たちの将来は、  
私たちが決める。

公職選挙法の一部改正により、平成28年夏の参議院選挙では、選挙権を認められる年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられる見込みです。

少子高齢化・人口減少化が進む日本社会をこの先支えていく若い世代に、積極的に政治に参加してもらいたい。選挙権を持つことによって、「社会の担い手である」という意識をより高めてもらいたい。様々なメディアを通してたくさ

んの情報に接し、育んできた若い世代ならではの考えを、選挙を通して国に届けてほしい。「18歳選挙」には、このような願いが込められています。

また、18歳までに選挙権が認められる国は世界各国の約92%にも及び、この法改正は世界の流れに沿ったものとも言えるでしょう。

「18歳選挙」は、若い世代の考えを将来に活かすための取組です。

● 18歳選挙 ..... <http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>





特集

# 新しい学びのカタチ 教育クラウド・プラットフォーム

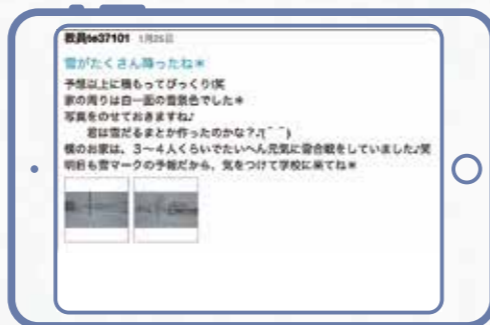
## ポータル(教育用SNS・掲示板)

トップページ(ポータル)は、子供と先生等がコミュニケーションを図ることができるSNSや掲示板の機能も備えています。子供が先生に悩みごとを相談したり、学校・家庭・地域が連携して特に支援が必要な子供に関する個別指導計画を立てたりするなど、幅広く活用できます。

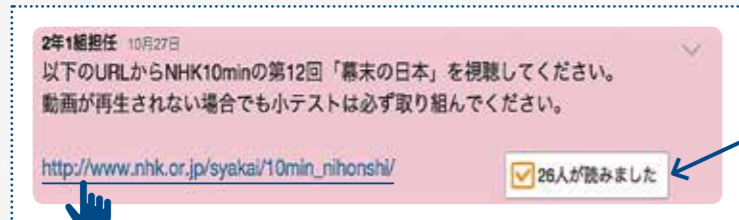


治安の影響などで休校を余儀なくされた際も、SNSで緊急連絡をとり、クラウド上の教材を課題として与えて、子供の学習状況を即時に把握しながら、教育活動を継続。(イスタンブール日本人学校)

A君は病弱で、毎日学校に通うことは難しいが、欠席せざるをえないときも、クラウド上の教材で自宅学習。先生はその状況を確認しつつ、SNSを通じ、指導・激励。(佐賀県立中原特別支援学校)



### ▼ 掲示板で予習・復習等の課題を提示 ▼



自作教材やインターネット上の動画等をリンクを付して課題として提示。

先生は、どの子供が視聴したか、即時に把握可能

総務省では、時間や場所、端末やOSを選ばず、最先端のデジタル教材等を利用でき、かつ低コストで導入・運用可能な「教育クラウド・プラットフォーム」の実証を進めており、世界6か国71校の参加の下、様々な新しい取組が行われています。



写真提供:つくば市

総務省ホームページ「教育情報化の推進」に、「クラウド導入ガイドブック」など詳しい資料を掲載しています。

総務省 教育の情報化 検索

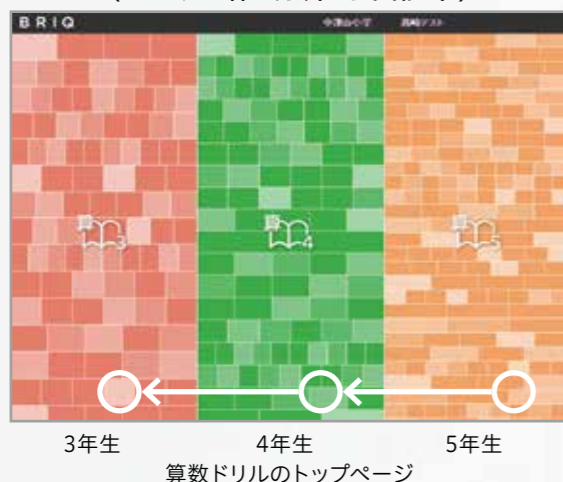




## 利用ログ

どのコンテンツをどの程度利用しているかなど、子供は自分の、先生はクラスの、校長は学校の、教育委員会は各学校の状況を詳しく把握できます。さらに、コンテンツごとに、学力やコミュニケーションの状況等が可視化されます。これらのデータを、学力向上や学級・学校経営等に有効活用することが可能です。

### ▼習熟度マップ“BRIQ”▼ (トレッド株式会社が実証中)

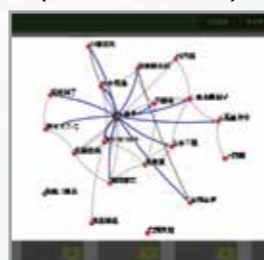


1つのマスが1つの単元に対応(1マスには最大10問の問題が対応)。

正答率が上がるほど、色が薄くなり、最後は真っ白に。

5年生の特定の問題が解けた場合、前提として理解できていると思われる3、4年生の関連単元のマスも薄く変色。

### ▼発言マップ機能▼ (School Takt)



どの子供がどの子供に、どの程度コメントしたか、可視化。

## 自作教材

先生がデジタル教材をワープロ感覚で作成できるツールを備えるとともに、作成した教材を校内あるいは校外の先生同士で共有できる機能を有しています。先生とICT技術者等と一緒に学校現場の課題解決に知恵を絞る「アイデアソン」「ハッカソン」で生まれた教材をクラウドにアップし、広く共有する動きも出ています。



先生自身が出演して動画教材を作成し、予習課題として生徒に配信。(武雄市立北方中学校)



先生と技術者等がチームで教材づくり。(日本デジタル教科書学会主催のアイデアソン)

## デジタルコンテンツ(個別学習教材)

進度や目標に応じ、コンピュータが最適な問題を出題するなど、個々の子供に適応した学び(アダプティブ・ラーニング)を提供します。塾がない地方でも、都市部と同じく最先端の教材で学べます(教育の地域格差の是正)。



つまづいている子供には、指導者が個別に支援 ▲

## デジタルコンテンツ(協働学習支援ツール)

意見や作品を、各自でまとめたり、ペアやグループで議論したり、画面に一覧表示したり、遠隔地間で共有したり、プレゼンテーションに用いたりすることを可能にするなど、主体的・協働的・探求的な学び(アクティブ・ラーニング)をサポートします。



◀ 友達の意見を一覧で把握しつつ、自分の意見をさらに深める。

写真提供:神戸新聞社



地域の文化について、取材から記事作成、新聞紙面づくり、発表まで、協働学習支援ツールをフル活用。



遠隔地間で資料を共有しつつ、ディスカッション。







### 無線設備試買テストの取組について

総務省では、発射する電波が電波法に定める「著しく微弱」の基準内にあるとして販売されている無線設備（微弱無線設備）を市場から購入し、その電波の強さの測定を行う取組（無線設備試買テスト）を平成25年度から実施しています。

この取組は、一般消費者が基準を満たさない無線設備を購入・使用して電波法違反（無線局の不法開設）となることや、他の無線局に混信その他の妨害を与えることを未然に防止することを目的としています。

無線設備試買テストでは、市場に広く出回っている無線設備や、実際

に消防無線や航空無線などの重要無線通信に妨害を与えた無線設備を対象としています。具体的には、FMトランスミッタ、ワイヤレスカメラ、ペビモニタ、トランシーバ、携帯電話等の通信機能抑止装置（ジャマー）等です。対象とした無線設備を測定した結果、「著しく微弱」の基準を満たさなかったものについては、一般消費者の保護のための情報提供として総務省電波利用ホームページで公表しています。

そして、公表した無線設備の製造業者等に対しては、基準を満たすように改善することや、販売中止・回収等の協力を要請しています。また、製造業者等が不明な無線設備については、インターネット上で販売を行っている業者やショッピングサイト運営者等に対して、情報提供することにも取扱い中止等の協力を要請しています。

総務省では、引き続き無線設備試買テスト等の取組により、一般消費者の保護及び混信その他の妨害の未然防止をより一層進めてまいります。

微弱電波の基準を超える製品を随時公表しています▶<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/>

# 正しく知ろう！ 電波のルール



6月1日は電波の日。総務省では、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、正しい電波利用の周知と、不法無線局の取締りの強化を実施しています。

今や私たちの暮らしになくてはならない電波は、テレビ・ラジオの放送はもちろん、スマートフォン・携帯電話をはじめとする通信機器や、身近な家電など多種多様なものに使われています。

電波は便利なコミュニケーションの手段として役立つのみならず、社会の安心・安全を確保するために欠かせないものです。しかし、無免許での電波の不正使用などのルール違反も多発しています。

このため、総務省では電波に関するルール作りと、正しい運用についての監督などを行っています。正しく電波を利用している人を保護し、安心・安全な社会生活を維持するためには、電波のルールを守ることが不可欠であると同時に、ルール違反を見逃さないことも大切です。

電波を利用するためには、無線局の免許と技術基準に適合した無線機器を使用することが必要です。また、決められた方法で電波利用することも必要になります。気づかないうちにルール違反をしていた、などということがあるように、ここでは電波利用に当たっての注意事項について分かりやすくご案内します。

## 不法電波でこのような重大な問題が起こります

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防・救急、鉄道、防災行政、警察、飛行機など人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。



### 防災行政無線

地震や水害などの災害時に防災行政無線が妨害されると、災害情報や避難勧告など緊急の通信に支障をきたし、人命や財産を脅かす大きな問題になります。



### スマートフォン・携帯電話

携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切なメールや情報が伝わらなくなり、通話ができなくなるなど、社会・経済活動に大きな問題を起こします。



### テレビやラジオ

不法電波によりテレビ・ラジオの受信が妨害されると、災害情報や避難勧告が伝わらないなど国民生活に重大な影響が起こります。



### 消防・救急無線

消防車や救急車などの消防・救急無線に雑音が入ったり妨害されると、消火活動が遅れたり、病院への搬送が遅れるなど、人命や財産にかかわる深刻な問題が起こります。



### 鉄道無線

不法電波により鉄道無線が妨害されると、電車の安全運行に支障が生じ、乗客の人命が脅かされるような大きな問題になります。



ご注意ください！あなたも知らないうちに不法電波を発射しているかもしれません。



## 技適マークのついた商品を使いましょう。

コードレス電話や特定小電力のトランシーバなどの無線局免許を取得せずに使用できる無線機には、日本の技術基準に適合していることを証明する技術基準適合証明のマーク（技適マーク）が付されています。購入・使用の際に確認してください。





## 宇宙電波監視システム

総務省では、衛星通信や衛星放送で利用されている電波が、混信や妨害などの問題がなく正しく運用されているか電波監視を行っています。

総務省では、関東総合通信局三浦電波監視センターに宇宙電波監視施設を整備し、人工衛星から放射される電波や人工衛星の軌道位置が、国内法（電波法）や国際法に規定された基準を満たしているか電波監視を行っています。また、三浦電波監視センターは国連の専門機関である国際電気通信連合（ITU）の国際監視局として登録されており、電波監視データの提供などを行っています。

宇宙電波監視施設は、赤道上空高度約3万6000kmの静止軌道にある静止衛星を監視する直径13mのパラボラアンテナ2基と、上空を高速で移動する周回衛星を監視するアンテナ3基、それらを遠隔操作しデータを収集・分析するセンター局で構成されています。

宇宙電波監視施設では、東経67度から西経147度までの約180基の静止衛星と、日本上空を通過する多数の周回衛星を監視し、衛星回線が混信妨害を受けた場合は原因を突き止めるとともに、外国衛星が原因である場合は、その国に対し混信排除要請を行います。

### 電波に関する困りごとやご相談は、下記までお問い合わせください。

|   |  |   |                          |                            |
|---|--|---|--------------------------|----------------------------|
| <b>北海道総合通信局</b><br>管轄区域：北海道                     | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 011-737-0099                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 011-737-0033                                      | ●電波利用料<br>☎ 011-709-6000 | ●その他行政相談<br>☎ 011-709-3550 |
| <b>東北総合通信局</b><br>管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島        | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 022-221-0641                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 022-221-0698                                      | ●電波利用料<br>☎ 022-221-0616 | ●その他行政相談<br>☎ 022-221-0610 |
| <b>関東総合通信局</b><br>管轄区域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 03-6238-1939<br>●(全国)短波混信・妨害<br>☎ 046-888-2182 | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 03-6238-1945<br>●放送相談(地上デジタル放送)<br>☎ 03-6238-1944 | ●電波利用料<br>☎ 03-6238-1932 | ●その他行政相談<br>☎ 03-6238-1940 |
| <b>信越総合通信局</b><br>管轄区域：新潟、長野                    | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 026-234-9976                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 026-234-9991                                      | ●電波利用料<br>☎ 026-234-9998 | ●その他行政相談<br>☎ 026-234-9961 |
| <b>北陸総合通信局</b><br>管轄区域：富山、石川、福井                 | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 076-233-4441                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 076-233-4491                                      | ●電波利用料<br>☎ 076-233-4414 | ●その他行政相談<br>☎ 076-233-4405 |
| <b>東海総合通信局</b><br>管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重              | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 052-971-9107                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 052-971-9648                                      | ●電波利用料<br>☎ 052-971-9142 | ●その他行政相談<br>☎ 052-971-9104 |
| <b>近畿総合通信局</b><br>管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山       | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 06-6942-8535                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 06-6942-8567                                      | ●電波利用料<br>☎ 06-6942-8544 | ●その他行政相談<br>☎ 06-6942-8502 |
| <b>中国総合通信局</b><br>管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、山口           | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 082-222-3332                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 082-222-3383                                      | ●電波利用料<br>☎ 082-222-3308 | ●その他行政相談<br>☎ 082-222-3314 |
| <b>四国総合通信局</b><br>管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知              | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 089-936-5051                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 089-936-5030                                      | ●電波利用料<br>☎ 089-936-5006 | ●その他行政相談<br>☎ 089-936-5020 |
| <b>九州総合通信局</b><br>管轄区域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島    | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 096-312-8255                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 096-326-7873                                      | ●電波利用料<br>☎ 096-326-7805 | ●その他行政相談<br>☎ 096-326-7819 |
| <b>沖縄総合通信事務所</b><br>管轄区域：沖縄                     | ●不法無線局、混信・妨害<br>☎ 098-865-2308                                   | ●受信障害(テレビ・ラジオ)<br>☎ 098-865-2307                                      | ●電波利用料<br>☎ 098-865-2303 | ●その他行政相談<br>☎ 098-865-2390 |

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ ▶ <http://www.tele.soumu.go.jp/>



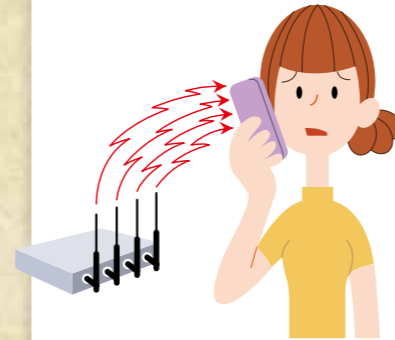
### 要注意！



コンサートホールや会社等において、携帯電話等の通信を抑制する機能を備える無線設備（ジャマー）を用いて、呼び出し音等による迷惑防止やセキュリティ対策を図る動きが出ています。

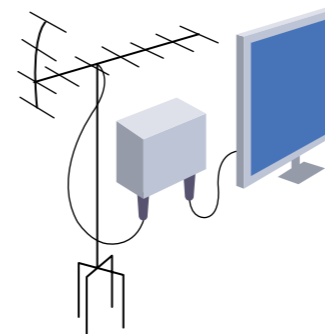
ジャマーは、一部では「電波法準拠の商品です」、「電波は微弱ですので電波法等の問題はありません」、「電波法適用外の製品です」など、免許が不要であるかのように宣伝され販売されています。しかし、ジャマーは携帯電話等の基地局からの電波を、装置から発射する電波で抑止するものであり、微弱な電波では系統的に困難ですので、無免許で設置した装置は不法機器の恐れがあります。

この装置の無線局免許を受けるためには、使用場所がコンサートホール等であること、また、資格要件を満たす無線従事者を配置すること等、一定の要件を満たす必要があります。



### 携帯電話等の通信機能抑制装置（ジャマー）

テレビ用受信ブースターの故障・劣化・工事不良・調整不良による携帯電話等への妨害が発生しています。テレビが正常に見えている場合でも、ブースターが異常動作を起こし、不要な電波が外部に漏れ出すことがあります。これにより、携帯電話用基地局の電波が妨害され、電話がつながりにくい、通話が途切れるなどの障害が起こることがあります。



### テレビ用受信ブースター

### 要注意！

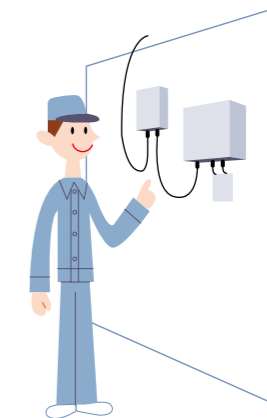


### 外国規格の無線機は使用禁止です。

FRS / Family Radio Service  
GMRS / General Mobile Radio Service

インターネットや海外旅行先で購入した外国規格のトランシーバ(FRS・GMRSなど)が、スキーや各種レジャー、イベントや工事現場などの各種業務の連絡用に使用されるケースが多くなっています。また、外国から訪れた旅行者が外国規格のトランシーバを日本で使用するケースもあります。外国規格のトランシーバを日本国内で使用したことにより、放送局が業務で使用する無線通信に妨害を与えたケースなどが発生しています。トランシーバなどの無線機の購入や利用に際しては、電波法に定める技術基準に適合していることを示す「技適マーク」の確認をお願いします。

### ここにも要注意！



### 携帯電話中継装置

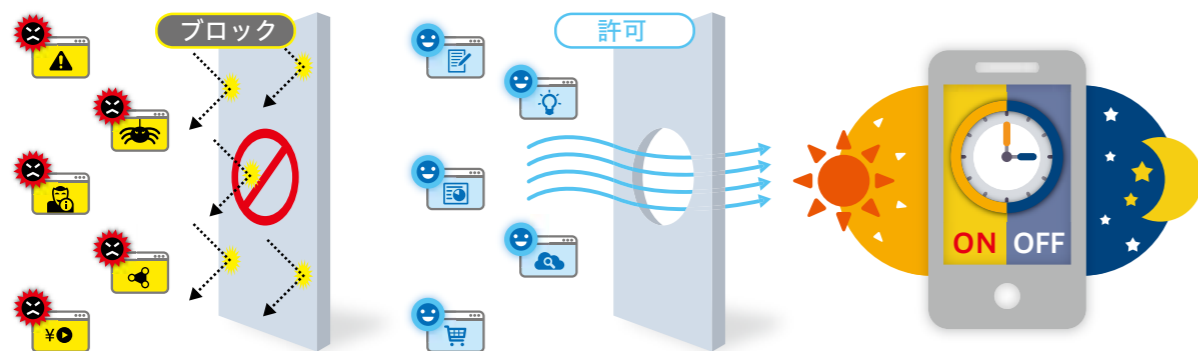
電波の届かない地下の店舗やビル内において、携帯電話の通話を可能にする携帯電話中継装置を設置・運用できるのは、携帯電話事業者に限られています。

個人で設置した装置は、携帯電話基地局に障害を与える不法機器の恐れがあります。購入店等にお問い合わせください。



## フィルタリングを利用しましょう。

フィルタリングとは、インターネット上の不適切なサイトやアプリの利用を制限するサービスです。  
 青少年インターネット環境整備法(※)では、18歳未満の青少年のフィルタリングの利用が義務付けられています。  
 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律



フィルタリングにより必要なサイトやアプリは許可し、不適切なサイトやアプリはブロックします。  
 また、利用時間の制限ができるサービスを提供する事業者もあります。



スマートフォンの場合は、無線LAN(Wi-Fi)によるインターネット利用においてもフィルタリングを設定する必要があります。

## e-ネットキャラバン

## e-ネットキャラバン

携帯・スマートフォンなどを通じて  
 インターネットを安全・安心に使うことを学ぶ講座



## e-ネットキャラバンとは

e-ネットキャラバンとは、青少年のインターネットの安全・安心な利用のために、総務省、文部科学省および通信関係団体、企業などが連携して、全国に講師を派遣する出前講座です。平成18年のスタートから平成27年度までに、1万3000回以上の講座を実施しています。



## e-ネットキャラバンを通じて、 インターネットの 正しい利用について学びませんか？

【対象者】 児童・生徒、保護者・教職員

【実施主体】 一般財団法人マルチメディア振興センター (FMCC)

【協力団体】 388団体 (民間企業、地方自治体、公益法人など)

【講師】 認定講師 2,291名

【実績】 講座実施回数 年間2,114件  
 受講者数 年間約38万人  
 (平成28年3月末現在)

全国どこでも開催可能です。講師派遣に伴う謝礼や交通費は原則として無料です。要望に応じて、小・中学生向け、高校生向け、保護者向け、教職員向けの出前講座を実施いたします。

【申し込み・お問い合わせは】

一般財団法人マルチメディア振興センター

TEL:03-5403-1090 FAX:03-5403-1092

URL: <http://www.fmcc.or.jp/>

## インターネットにひそむ危険

## ネット依存

SNSの返信、メールの送受信及びゲームなどで長時間ネットを利用してしまいがちです。



## ネットいじめ

携帯、スマホによるいじめは、被害が拡大しやすく、被害者は大きな精神的影響を受けます。



## 誘い出し・なりすまし

ネットで知り合った人から誘い出されて、事件やトラブルに遭う危険があります。



## 個人情報漏えい

ネットに公開した動画や写真から個人情報が漏れる場合があります。一度流れた情報は消すことは困難です。



## ネット詐欺

一度クリックしただけで利用料金が請求されるワンクリック詐欺や架空請求メールに注意。



## スマホゲーム課金

無料で始められるゲームもアイテムの多くは有料です。使いすぎると高額な請求が来る危険があります。



## 著作権

ネット上の音楽やゲームを違法にコピーして利用することは著作権の侵害となります。



## トラブルにあわないために

家庭の中でよく話し合って使用時間や使用方法についてルールを作り守ってください。また使用機器には必ずフィルタリングを設定してください。トラブルにあったらすぐに保護者に相談するようにしてください。そして、保護者や教職員も正しいネットの使い方についてよく学んでください。



## 平成28年度 行政評価局調査 [新規テーマ]

## 政策の評価



## 農林漁業の6次産業化の推進

農林漁業者が自ら又は連携して加工、販売等に取り組み、経営の多角化を図る6次産業化の市場規模に係る目標の進捗状況や、6次産業化に関する政策・施策の効果の発現状況等を調査します。



## クールジャパンの推進

クールジャパンの推進に係る目標の進捗状況や、コンテンツ等の海外展開の促進等に関する国の政策・施策の効果の発現状況等を調査します。



## いじめ防止対策の推進

教育再生に向けての重要課題であるいじめ防止対策(早期発見・早期対応対策、インターネットを通じて行われるいじめ対策等)の実施状況等を調査します。



## 介護施策

高齢化が進む中で、介護離職の状況、介護保険事業の実施状況、指導監督の実施状況等を調査します。



## 感染症対策

出入国者数の増加等を踏まえた感染症の水際対策、国内における発生予防対策、発生に備えた体制整備の状況等を調査します。



## 買物弱者対策

高齢化や過疎化が進む中で、様々な主体が提供する買物弱者対策の取組状況、関係機関の連携状況等を調査します。



## 公的住宅供給

人口構成の変化など、経済社会環境の変化を踏まえた公営住宅等公的賃貸住宅の整備状況等を調査します。



## 貸切バス等の安全確保対策

貸切バス事業者・旅行業者の法令遵守状況、これらの事業者に対する指導・監督状況等を調査します。



## 小型家電リサイクルの推進

使用済みの携帯電話、デジカメ、ゲーム機など小型家電の再資源化に関する市町村の取組状況、回収方法・回収量と費用対効果との関係等を調査します。



## 公文書等管理

行政機関における行政文書の管理状況、独立行政法人・国立大学法人等における法人文書の管理状況や国立公文書館等への移管の状況等を調査します。



## 申請手続等の見直し

申請手続の簡素化に対する都道府県・市町村・民間団体等の意見・要望や当該意見・要望を踏まえた国の関係府省における実態等を調査します。

## 行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方

総務大臣の諮問機関である政策評価審議会は、調査の意義や必要性を明確にし、中長期的に一貫した考え方の下で調査テーマを選定する必要があるとの認識の下、平成28年2月、総務省がどのようなテーマについて調査を行

うべきであるかとの基本的な考え方として、テーマを選定する際の視点と具体的にフォーカスする事項・分野などを取りまとめました。平成28年度に新たに着手する上記11本の調査テーマの選定も、これを踏まえています。

本文はこちら→ [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyokashingikai\\_n/torimatome.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.html)

## 行政評価等プログラム

## 平成28年度

行政評価等プログラム  
を決定しました!

行政評価局は、施策や事業の担当府省とは異なる立場から、「行政評価局調査」、「政策評価の推進」及び「行政相談」の3つの機能を通じて、行政上の課題の解決を図るとともに、国民に信頼される質の高い行政の実現を目指します。

## 1

## 行政評価局調査

平成28年度は、新たに11本の全国規模の調査に着手します(左頁参照)。また、行政機関の動向や社会的な問題の発生状況等について、常時、情報を収集・整理・分析し、行政上の課題を把握するとともに、早急に改善を要するものについては、緊急・臨時に調査を実施します。

さらに、全国の管区行政評価局、行政評価事務所等でも、各地域における行政上の問題について具体的改善を図るための調査を実施します。

## 2

## 政策評価の推進

政策評価審議会の知見を活用しながら、評価の質の更なる向上を図るため、政策評価の改善方策の検討を進めます。

また、各府省が行う租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価について、重点化を図りつつ点検を行うことにより、政策評価の客観性の確保、質の向上等に取り組めます。

## 3

## 行政相談

個々の相談事案への真摯な対応・迅速な解決を図るとともに、相談事案及び行政相談委員意見を端緒とした行政の制度・運営の改善につなげる活動に努めます。

また、行政相談委員との協働、地域密着型メディアを通じた広報活動、国際協力の推進などに取り組めます。

行政評価等  
プログラムとは

行政評価局は、①各府省の業務の実施状況について、全国的規模の調査により、課題や問題点を把握・分析し、改善勧告を行う「行政評価局調査」\*、②政策評価に関する基本的事項の企画立案や各府省が行う政策評価の推進・点検といった「政策評価の推進」、③国民からの行政に関する相談を受け付け、関係機関へのあっせんにより改善を促す「行政相談」といった業務を実施しています。

「行政評価等プログラム」は、こうした行政評価局の業務を重点的・計画的に実施するため、当面の業務運営方針として策定しているもので、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度見直し・改定を行っています。

\*複数府省にまたがる政策の評価を行う「政策評価」と、各府省の業務の実施状況の評価を行う「行政評価・監視」の総称。



## 「STAT DASHグランプリ2016」

# 「STAT DASHグランプリ2016」 総務大臣賞の表彰式が行われました。

統計データや統計APIを活用したアイデアを募集する「STAT DASHグランプリ2016」を開催し、高市早苗総務大臣から総務大臣賞受賞者に対して、表彰状・副賞を授与しました。



## 総務大臣賞受賞作品

## 行政サービス開拓部門

「小中学生のための統計情報ポータルサイト『e-Stat Junior』の提案」 関西学院高等部数理科学部  
学習指導要領に基づいた学年別の推奨統計データを提供したり、小中学生が簡単に統計データを利活用できるように専門的な用語を使用しない、漢字にふりがなを付けるなど、統計学習をしやすくサポートする小中学生のための統計情報ポータルサイト「e-Stat Junior」の整備を提案するものです。

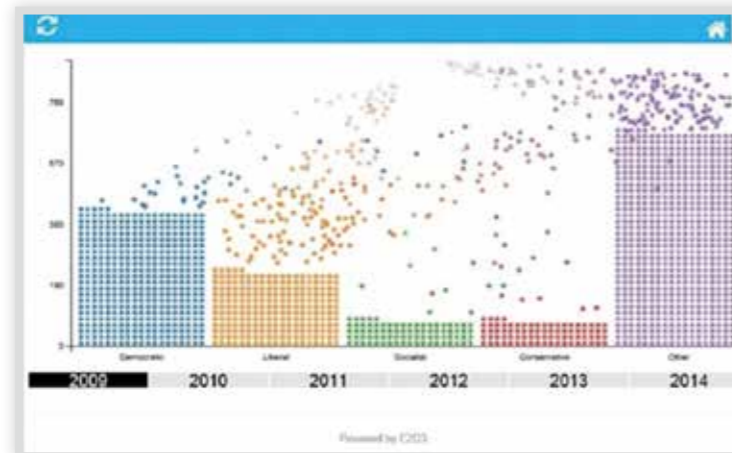


◀「e-Stat Junior」の提案画面

## データ利活用啓発部門

「オープンデータのためのオープンソースデータビジュアライゼーションプラットフォーム E2D3(Excel to D3.js)の開発とE2D3を用いたデータリテラシー教育事業の創造」 E2D3 ver.0.7 開発チーム

Excelで統計データ等を分かりやすく、グラフィカルに表示できるオープンソースソフトウェア「みんなで作るデータビジュアライゼーションプラットフォーム」を提供し、小学校から大学・企業までの様々な現場における、データリテラシー（必要なデータを見つける力、整理する力、理解する力）の向上を支援するものです。



◀「E2D3」を用いて作成したグラフ

優秀賞は、「行政サービス開拓部門」では、「JSON-statによる統計データ提供フォーマットの共通化」(佐藤英人)、「データ利活用啓発部門」では、「都道府県ごとの健康指標を可視化するwebアプリケーション」(AA to FR)が受賞、敢闘賞は、各部門4作品が受賞しました。

○ 各賞の詳細については、「STAT DASH グランプリ 2016」のサイトをご覧ください ○  
[http://www.e-stat.go.jp/api/event/result\\_statdash2016/](http://www.e-stat.go.jp/api/event/result_statdash2016/)

総務省統計局・統計研修所及び独立行政法人統計センターは、政府統計の総合窓口（e-Stat）の利便性とサービス向上や、社会経済における政府統計データのより高度な活用の普及・促進を目的として、統計データや統計APIを活用したアイデアを募集するコンテスト「STAT DASH グランプリ2016」を開催しました。

平成28年4月4日（月）に受賞者を発表し、総務大臣賞受賞者に高市早苗総務大臣から表彰状・副賞を授与しました。

本コンテストは、オープンデータやビッグデータの時代が到来している中、統計データの活用を促進させるため、政府統計データの提供サービスについて、①「政府が次に作るならコレ!!」をテーマとする「行政サービス開拓部門」と②「なるほど!」この活用は面白い!」をテーマとする「データ利活用啓発部門」の2部門を設け、それぞれアプリケーションのアイデアを募集しました。

本コンテストへの応募総数は69件（行政サービス開拓部門37件、データ利活用啓発部門32件）で、一次審査を通過した12件（各部門6件）について、プレゼンテーション大会（最終選考会）を行い、その審査結果を踏まえ、総務大臣が各部門の総務大臣賞を決定しました。





統計グラフコンクール

平成28年6月

統計グラフコンクール 作品の募集をしています。

統計グラフ全国コンクール

各都道府県で入選した優秀な作品は、「統計グラフ全国コンクール」に出展されます。このコンクールは、公益財団法人統計情報研究開発センターおよび総務省が主催し、文部科学省等が後援および協賛しています。全国コンクールの入賞作品は、毎年秋に開催される全国統計大会において表彰され、入賞作品のうち、特に優秀な作品には、「総務大臣賞」が授与されます。平成27年度は、「白菜の町『八千代』の助っ人は外国人」が、高く評価された作品となっています。

外国人を制作した茨城県の中学生が受賞しました。受賞作品は、中学生の作者が、国際化する町の現実を統計資料でしっかり見据え、自分たちに今、何ができるのか、アンケート調査を通じて具体的なアイデアがまとめてあると同時に、各統計グラフから読み取れることを的確に示している点、農業を担う外国の実習生に「おもてなし」の態度を示す提案もすばらしく、高く評価された作品となっています。

統計グラフコンクール募集要項

- 応募資格
【第1部】 小学校1年生および2年生の児童
【第2部】 小学校3年生および4年生の児童
【第3部】 小学校5年生および6年生の児童
【第4部】 中学校の生徒
【第5部】 高等学校以上の生徒、学生および一般
【パソコン統計グラフの部】 小学校の児童以上

課題
課題は各部とも自由です。ただし、小学校4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察または調査した結果をグラフにしたものとします。

規格
各部とも、B2判(仕上げ寸法72.8cm×51.5cm、用紙は貼り合わせでもB2判であれば可)です。

提出先・締切日
提出先は、各都道府県統計協会または各都道府県統計主管課となります。締切日は、各都道府県で異なりますが、おおむね9月上旬となっています。

入賞区分・賞等
各部ごとに特選、入選および佳作作品が選定され、受賞作品には、賞状および副賞(賞金、賞品)が贈呈されます。また、優秀な作品は全国コンクールへ出展されます。



統計グラフコンクールとは

総務省は、統計調査への理解を深めていただくため、都道府県と一体となって統計教育の拡充に取り組んでいます。統計グラフコンクールは、国民の皆さんに、日常生活のなかで統計グラフを作成することにより、統計データを使って問題を考えることの大切さや、統計の有用性を知っていただくことを目的としています。あわせて、統計データを収集・作成することの大切さに気付いていただくことにより、統計調査に協力することの必要性への理解を深めていただくことを目的としています。統計グラフコンクールは、各都道府県で開催されており、昨年は、全国の小・中学生から一般の方々まで、26,558作品の応募がありました。総務省では、統計グラフコンクールの後援や入賞作品の展示会を行っています。

今年も、皆さんの創意工夫された作品をお待ちしております。



平成27年度 総務大臣特別賞

白菜の町『八千代』の助っ人は外国人

【パソコン統計グラフの部(小学校の児童以上)特選作品から選出】



- 茨城県八千代町立東中学校
篠原 菜々花さん 3年(受賞時)
西村 翔太郎さん 3年(受賞時)



総務省の取組



海外では、統計情報を使った事実に基づく問題解決力が重視されています。我が国でも、新学習指導要領において、統計的な内容が拡充され、統計教育への関心が高まっています。このようななか、総務省では、統計グラフ全国コンクールを「統計の日」の行事の一環として共催しています。また、児童・生徒が統計に親しみ、その大切さを理解してもらえるよう、統計学習サイトの充実

や、小・中・高校の教員の方々を対象とした講習会や、開催など、統計教育の拡充に向けた取組を行っています。なお、本年度は、中学生以上の生徒の皆さんを対象とした、身近な統計資料の活用のしかたや統計的な探究プロセスの考え方を学ぶための学習用教材を夏休み前までに作成することとしています。統計グラフ作成に当たっての参考として活用いただければ幸いです。





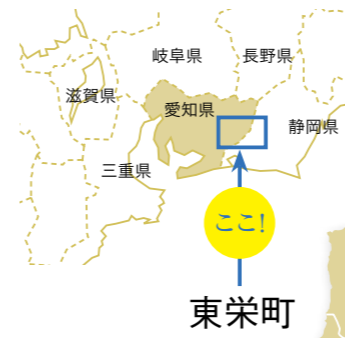
平成22年に閉校した小学校をそのまま利用し、地域住民や観光客の交流の場として使われている「のき山学校」。



Café のきい



奥三河の郷土料理、五平餅。香ばしくておいしい！



東栄町

プロフィール

人口 3,495人 (平成28年4月末日現在)  
面積 123.38 km<sup>2</sup>  
HP <http://www.town.toei.aichi.jp/>



地方のかがやき



大千瀬川にかかる幅約30m落差約10mの滝「萬の淵(つたのふち)」。奥三河のナイアガラとも呼ばれ、「竜宮城へつながる」とのいわれもあるのだとか。



天然療養泉に分類されるとうえい温泉「花まつりの湯」は、やさしい泉質。宿泊施設「とうえい健康の館」も隣接しています。

この小さな町から  
今、若い力が芽生えている



「花祭」で舞いを納める鬼は神様の使い。花祭が行われる11の地域、それぞれに「神鬼」「山見鬼」「茂吉鬼」がいる。

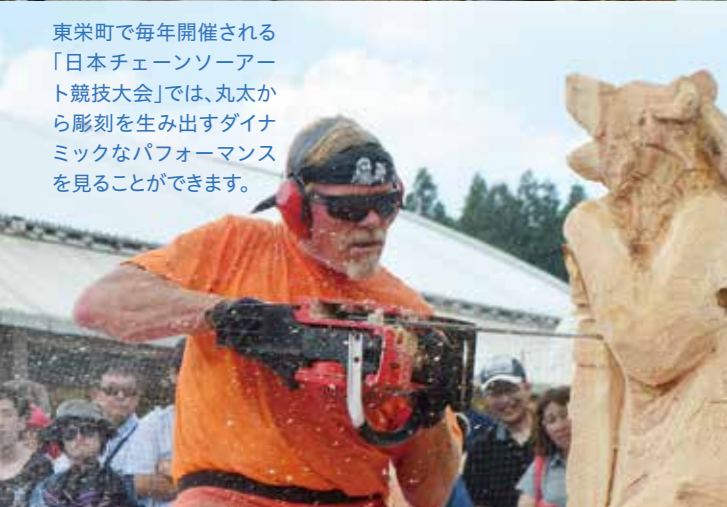
700年もの時を超えて  
祭りの心を伝える町

奥三河の雄大な自然に  
すっぽりと抱かれ

# 愛知県 東栄町

Toei-cho

標高650mの高地にある、「スターフォーレスト御園」は、スターウォッチングにおすすめの場所。プラネタリウムやバーベキューも楽しめます。



東栄町で毎年開催される「日本チェーンソーアート競技大会」では、丸太から彫刻を生み出すダイナミックなパフォーマンスを見ることができます。

ようと、全国から多くの人が訪れ、いつのまにか地域住民と一体になって祭りに参加するのだそうです。そのうちに「あんたどこから来たんだん？うち泊まりん」と地域の人が客を迎え入れる大らかな文化が、祭りとともに深く根づいている町。それが東栄町です。

地方の小さな町はどこも過疎が進み、人口減少・後継者不足に悩まされています。東栄町も同じ問題を抱えています。この「ウエルカム文化」が若い人たちの移住・定住へとつながり、これまでとは違う新しい顔を生み出しているようです。

愛知県の北東部、奥三河に位置する東栄町。町の約90%を山林が占める、かつては三河杉の産地として名をはせた町です。

明神山をはじめとする、いくつもの山々の間を大千瀬川や奈根川が流れ、溪流沿いのわずかな平地に、人口約3500人が暮らしています。

雄大な自然に抱かれるこの町は、「祭りの町」としてもよく知られています。毎年11月から3月にかけて開催される「花祭」は、鎌倉時代から伝承されてきた神事で、国の重要無形文化財に指定されています。

「てーほへ、てーほへ」の掛け声とともに夜通し奉納される舞いを一目見



みんなに会えるの、楽しみにしてるでね！

東栄町駅に降り立つと、鬼の駅舎がお出迎え。



東栄町の観光大使を務めるオニスター。趣味は星空鑑賞。昭和63年から町のみんなに愛されている。





奥三河を全力で応援！

## NPO法人「てほへ」は町の元気の求心力

「てほへ」は平成22年に設立された、奥三河の地域活性化を目的とした非営利団体です。その活動は多岐にわたり、地域の情報発信を担う「奥三河のき山放送局」や、古民家、山林、水資源などを利活用し自然との共生を伝える「蒼の森～ふるさと暮らし塾～」をはじめ、数々のプロジェクトやイベントを企画・運営するなど、多くの公益活動事業を展開しています。

もともとはこの町の東園目地区を本拠地とするプロの和太鼓集団「志多ら」と志多らの支援者たちが、「志多らのホームグラウンドである奥三河を応援しよう！」と地域活動をはじめたことがてほへ発足のきっかけですが、現在は町の元気の求心力となる大きな存在です。

志多らがこの町に拠点を構えたのは26年前。東栄町への移住・定住を試みる若い人たちにとって、志多らやてほへの人々は、移住・定住の大先輩です。よその土地から移り住み、どのように地域にとけ込んでいくか、どのように仕事をつくり、暮らしを立てていくかのアドバイザー的な役割もあります。

地域と向き合い、住民と関わり、互いに助け合いながら、自分らしい生き方を実践する。目指す姿をすぐ近くで見せてくれる、頼りになる存在とも言えるでしょう。



てほへの活発な取組は、「平成25年度 過疎地域自立活性化優良事例表彰」「平成26年度 ふるさとづくり大賞」において、それぞれ総務大臣賞を受賞しました。



マスコットキャラクター「のっきい」。

地域おこし協力隊「燈栄隊」の起業チャレンジ！



石原和季さん／愛知県出身

実家がきこの栽培の会社を営んでいるため、燈栄隊時代はシルバー人材センターなど町の施設を活用し、「きくらげ」「なめこ」「椎茸」などの菌床栽培を行う。燈栄隊任期終了後は、東栄町産きのこを使った商品開発などを行っている。



石川貴啓さん／静岡県出身

芸大および大学院で建築デザインを学び、建築設計事務所を経て、燈栄隊のメンバーに。現在は、冊子やWebなどのデザインを通して、一般の観光情報誌とは異なった視点から東栄町の魅力発信に努める。燈栄隊メンバーが開発した商品のパッケージなども担当している。

大岡千紘さん／和歌山県出身

「神楽のある町で地域おこしに関わりたい」と、大学卒業後すぐに燈栄隊メンバーに。任期終了後は、コスメティック体験+鉱山探検を軸とした、東栄町発のビューティーリズム「naori」を設立。現在は東栄町の観光協会の立ち上げにも尽力している。

● naori <http://naori-toei.jp/>



武者公一さん／愛知県出身

東栄町に古民家を購入したことがきっかけで移住。後に会社を辞め、平成27年燈栄隊の一員に。現在は「NPO法人てほへ」と協業し、数々のイベントの企画・運営と、「のき山学校」の管理を行い、東栄町のPR活動に努めている。

● のき山学校 <http://nokiyama.com/>

度も話し合いを重ね、本人の目標実現に向けてサポートしています。その結果、定住を決意し、町内で起業に挑戦したメンバーもいます。その一人一人が、他の土地で育ったからこそ見える東栄町の魅力を発見・発信し、メンバー同士が有機的につながり、若い力を集結させ、町を盛り上げているのです。「東栄町は若い世代が自分らしく暮らせる町」。現在の東栄町からは、そんな声が聞こえてきます。

## 受け入れる心が新たな魅力を町にそえる

人口減少・少子高齢化が顕著に見られる東栄町は、若い世代の移住・定住促進を課題とし、Uターン者への奨励金交付や住宅支援など、様々な取組を行っています。その際、最も大切にしているのは、「定住者本人の意思を尊重する」ということ。たとえば、町が空き家を借り受け、改修して定住者に10年間賃貸する「定住促進空き家活用住宅

事業」では、ただ住居を整えて貸し出すというのではなく、これから住まう人に改修の設計段階から関わってもらい、予算内で本人の意見を取り入れることとしています。その理由は、「この町で心地良く暮らしてもらいたい。町の活気の源はそこにある」と考えているからです。また、この町に地域おこし協力隊として移住したメンバー「燈栄隊」には、任期終了後の自立に向けて何



Column

## 東栄町の「美」を観光資源に

東栄町には「美」にまつわる資源がたくさんあります。奥三河独特の美しい自然、医療効果が期待できる天然療養泉、からだを整えるハーブや食材、そして他の地にはないものとして特筆すべきは、「絹雲母（セリサイト）」の産地であるということ。絹雲母とはミネラルファンデーションなどコスメの材料となる鉱物の一種で、東栄町の絹雲母は純度が高く、世界中の大手化粧品メーカーから原料として採用されています。

こうした「美」の資源を観光に結びつけようと、燈栄隊のメンバーやOBたちが中心になって、商品・サービスづくりに努めています。

角千佳子さん／愛知県出身

東栄町の地域おこし協力隊の募集に応募し、本年度から燈栄隊の一員に。現在は町内のハーブ農家の指導の下、ハーブとスパイスの栽培を習得中。ハーブを使った東栄町の特産品開発を目指す。



池田啓さん／栃木県出身

石窯ピザ、「danon」との共同食事体験イベントなど料理を軸に活動。燈栄隊任期終了後は、東栄町を中心に近隣市町村の役場や企業と連携したイベント活動を予定。月一で開催する予約制洋食ランチ「TDL」が好評。ちなみにTDLはTOEI DE LUNCHの略。



かがやき

愛知県 東栄町 Toei-cho

金城愛さん／沖縄県出身

燈栄隊任期終了後、東栄町の築150年の古民家にて「体験型ゲストハウス danon」を運営。「奥三河で暮らすように遊ぶ」をコンセプトに、農業体験や山の散歩など、東栄町の暮らしをシミュレーションできる宿を提供している。

● 体験型ゲストハウス danon <http://danon-toei.com/>







STOP THE  
不法電波!

なんて電波だ!!  
こんな迷惑、  
イカンだろう!!



不法電波は  
いけません!

電波のルールを必ず守りましょう!!

- ① 無線機器の利用には「技適マーク」㊦の確認を!
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要!
- ③ 外国規格の無線機器は、国内では使用不可!

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。

詳しくは、総務省電波利用ホームページへ

電波利用

検索